

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件




原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

準備書面(4)

平成29年4月28日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士	清 水	勉	
同 弁護士	野 間	啓	
同 弁護士	出 口	かおり	

1 請求原因事実の追加

(1) 本件摘示事実1を摘示した本件雑誌記事の記述部分の追加

本件雑誌記事(甲1)P42第4段で、本件実験の結果が一匹のマウスから採取された血清を用いたものであることに触れ、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」と述べて、チャンピオンデータ(本件雑誌記事の説明によると、仮説にとって都合のよいデータのこと)を使って議論を進めたことが捏造行為であると書かれている。

この部分では、被告村中及び同席した研究者とA氏が、スライドにあるグラフや写真を指して、チャンピオンデータ云々とやりとりした内容が書かれていることからすると、「チャンピオンデータで議論を進め」とは、具体的には、平成28年3月16日の成果発表会で、原告が、資料(甲7)に掲載された写真とグラフを示し

て説明した行為を指すと読み取ることができる。また、「チャンピオンデータ」とは、P 4 2 第4段4行目以下の「写真もグラフもチャンピオンデータ」との記述から、この資料に掲載された写真とグラフを指すと読み取ることができる。

とすると、結局、本件雑誌記事の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述も、本件摘示事実1、すなわち「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わせられたスライドだけを選んで発表したという事実」を摘示したものであって、別個の捏造行為を摘示したと読み取ることにはできない。

なお、本件ウェブ記事（甲2）の「チャンピオンデータは科学か」の項でも、「他のワクチンでも強く光っている写真がたくさんあったのに、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わせられたスライドだけを発表した」と書いたことに続いて、これが「チャンピオンデータであった」と書いている。

（2）真実に反することについて

1匹のマウスについての写真とグラフからなるスライドを示して発表することが、「捏造」すなわち「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」（甲12参照）や「事実でない事を事実のようにこしらえること」にあたらぬことは明白である。そもそも、1匹のマウスについてのスライドしかないのに、原告が都合のよいスライドを選んだように書くこと自体、矛盾している。

なお、信州大学の調査では、実験区ごとに各一匹のマウスから採取された血清を用いたことも確認したうえで、本件実験に研究不正はないと結論付けられている（丙2）。

また、本件摘示事実1が真実に反することについては、訴状8頁及び原告準備書面（2）4頁で書いた通りである。

2 名誉毀損の対象となる行為について

原告が問題とする被告らの名誉毀損行為は、本件各記事に書かれた原告の行為に関する記述である。

本件雑誌記事の末尾に「捏造に手を染める研究者たち」と複数人を指す記述もあるが、本件各記事はいずれも、原告準備書面（2）1頁以下で説明したように、原告個人に焦点を当て、原告を貶める内容が書かれている。他の研究者の研究行為であると原告が説明しても、「責任をなすりつける研究班長」（本件雑誌記事p 4 2第1段）という小見出しをうって、原告が他の研究者に責任をなすりつけたと書く表現態度にもあらわれているように、原告が捏造という研究不正を行った主犯であるとの書きぶりに終始している。

以上